

夜間・休日 精神科合併症支援システム

<二次救急病院・救命救急センターからの専用電話>

0570-030-999

ナビダイヤル 平日夜間（午後5時から翌朝9時）
休 日（土・日・祝・年末年始）

<<相談内容は特に制限はありません>>

◇ 精神科領域の電話コンサルテーション

<<身体の治療の後は精神科病院へ>>

◇ 精神科病院への転院（1床×2病院 = 2床 輪番制）

（転院の手順）

① 身体的な処置を終えた患者を精神科病院へ

ナビダイヤルで転院依頼

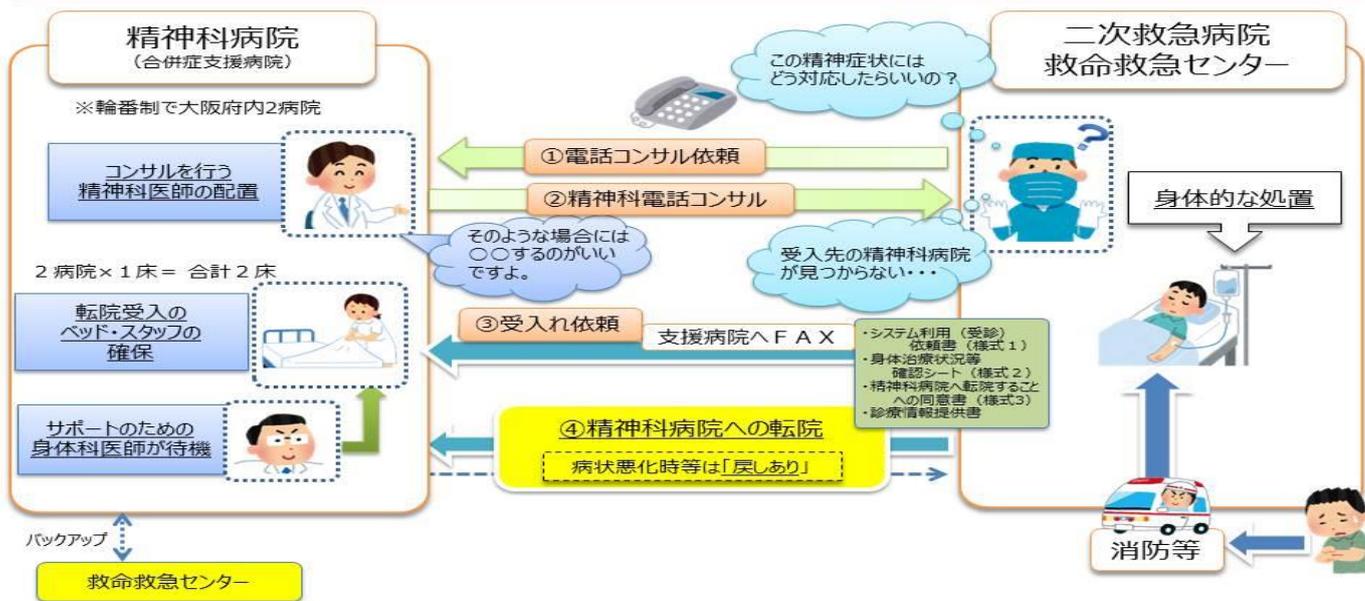
② 二次救急病院・救命救急センターは、様式*1・2・3と
診療情報提供書を精神科病院（合併症支援病院）へFAX送信

*様式は大阪府庁ホームページのトップページで「合併症支援」と検索
もしくは、下記のホームページよりダウンロードできます
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/gappeisyoukyuukyuu/index.html>

③ 精神科病院が受入れを判断



夜間・休日 精神科合併症支援システム イメージ図



1

電話コンサルテーションを利用する際のアクセス方法



- 精神科合併症患者の受入れ
- 二次救急病院等がナビダイヤルで電話

0570-030-999

ただいまの時間の当番病院は、
△△市にある〇〇病院 と ▲▲市にある●●病院 です。
△△市にある〇〇病院を選ぶ方は、「1」を
▲▲市にある●●病院を選ぶ方は、「2」をお選びください。

電話コンサルテーションにおける相談内容について特段の制限を設けませんが、その提案・助言に従うか否かについては、二次救急病院等の判断とします。

電話コンサルテーションの結果、転院となる際の転院方法



- ナビダイヤルとFAXで転院について十分に情報交換
- 二次救急病院等 **搬送前に FAX** 精神科病院

- ✓ 『ファックス送信票 (夜間・休日精神科合併症支援システム利用 (受診) 依頼書)』 (様式1)
- ✓ 『身体治療状況等確認シート』 (様式2)
- ✓ 『精神科病院へ転院することの同意書』 (様式3)
- ✓ 『診療情報提供書』 (各病院の様式)

受入れの可否は、情報交換により精神科病院が判断

『夜間・休日 精神科合併症支援システム』では

- 精神科合併症患者（精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者）の身体的な処置（救急病棟への入院を含む。）を行う際、精神科医師による精神科領域の電話コンサルテーションを利用することができます。
- 身体的な処置（救急病棟への入院を含む。）を終えた患者のうち、精神科治療が必要な患者を、合併症支援病院（精神科病院）へ転送し、外来受診や入院治療を行うことができます。
- なお、従来から実施している『精神科救急システム』は、精神科合併症患者（精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者）は原則として対象とはしておらず、精神疾患に限った患者を対象としています。

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 06-6944-7524
大阪市こころの健康センター 06-6922-8520
堺市健康福祉局健康部精神保健課 072-228-7062

身体疾患を治療した後、精神科病院へ搬送する際の患者（例示）

- 酸素吸入器を外して少なくとも30分以上 SpO₂が正常に保たれており、概ね次の患者（状態）。
 - リストカット後で縫合済み
 - オーバードーズ後で意識はほぼ回復している（しばらく静脈確保のための点滴が必要な場合も含む。）
 - 骨折をギブスにより固定済み
 - 次の場合は、個別に判断・対応
救急疾患は処置済で、その他に内臓疾患がある場合、救急疾患は処置済で、妊婦である場合等
- 上記の患者（状態）は、最低限の状態を目安とした例示です。
- 本システムにおいては、診察の結果、身体的な治療が不要な場合も対象に含みます。
- 既に一般病棟に入院している患者は病病連携により対応してください。ただし、一般病棟に入院している患者であっても緊急を要する場合は、個別に判断することになります。

精神科領域の電話コンサルテーション / 身体の治療の後は精神科病院へ

大阪府・大阪市・堺

夜間・休日

精神科合併症支援システム

0570-030-999

稼働時間：平日夜間（午後5時から翌朝9時）及び休日（土・日・祝・年末年始）

大阪府内輪番制 合併症支援病院（精神科病院）2病院、ベッド数2床（各病院1床ずつ）